

⑨令和8年度 日本諸港利用促進事業 募集実施要領(個別)

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、外貿実入コンテナの輸送において、国内各地港湾と阪神港が共同で広報、PR 等を行うことで、両港を結ぶ海上輸送ネットワーク（内航船、フェリー、RORO 船等）の利用を促進し、国内各地港湾を活用した阪神港への集貨及び海上輸送ネットワークの拡充を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

(i) 他港利用からの転換支援事業

仕向地/仕出地の近隣に位置する利用促進港および阪神港以外の港を利用して輸出入している外貿実入コンテナについて、令和8年1月以降に利用促進港および阪神港の利用に転換（両港を結ぶ海上輸送ネットワークにより輸送し、阪神港にて外国貿易船に積み卸しを行う）する事業。

(ii) モーダルシフト支援事業

国内輸送部分の全経路において、貨物自動車により陸送等で輸出入（阪神港の利用有無を問わない）をしている外貿実入コンテナについて、利用促進港と阪神港を結ぶ海上輸送ネットワークへ輸送モードを転換する事業。

※適用上の注意

- ・(i)、(ii) 事業ともに、令和8年度に利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受ける事業である必要があります。利用促進港が実施するインセンティブ事業の交付決定等を受けることができない場合、事業計画中止届（様式4）を速やかに提出してください。
なお、中止届を提出する事業について、業務委託料の支払いはできません。
- ・(i) 事業においては、仕出地、仕向地が韓国の港である貨物および韓国の港でトランシップされる貨物は対象外となります。
- ・「利用促進港」とは、阪神港と共同で広報・PR 等を行う下記の港を指します。
このうち、阪神港とポートセールス、その他関連活動における連携・協力に関する覚書を締結している港を「ブルーアライアンス港」とします。
- ・同一の貨物にて (i)、(ii) の事業に重複して応募することはできません。

- ・いずれの事業も委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。

なお、1年間事業が継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託はできません。

○利用促進港

(九州地方) 油津港、伊万里港、大分港、北九州港、**熊本港**、薩摩川内港、志布志港、長崎港、細島港、三池港、宮崎港、**八代港**

(日本海側) 秋田港、境港、敦賀港、**直江津港**、**新潟港**、伏木富山港、舞鶴港

(中国地方) 広島港、福山港、水島港

(四国地方) 今治港、徳島小松島港

は、ブルーアライアンス港
(五十音順・令和8年4月1日時点)

(2) 委託対象者

荷主・物流事業者

「輸送依頼者」と「輸送事業者」による共同提案を条件とします。

なお、共同提案において、2社はそれぞれ別の法人格を有することが必要です。

「輸送依頼者」: 輸送事業者にコンテナ輸送に関する業務を依頼した者（実荷主、フォワーダー等）

「輸送事業者」: 輸送依頼者からコンテナ輸送に関する業務を受託し、当該輸送に関わる者

（フォワーダー、倉庫事業者、通関事業者、ドレージ事業者等）

※「輸送事業者」は、法令に基づいた輸送事業等にかかる免許・資格を有する事

※「輸送依頼者」と「輸送事業者」は貨物の内容やその量、輸送計画について相互に合意したうえで事業計画提案書を策定してください。

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で業務内容及び業務委託料を協議し、決定します。

〈単価〉

(i) 1TEUあたり 25,000円

(ii) 1TEUあたり 6,000円

〈支援対象期間〉令和9年2月26日まで

※適用上の注意

- ・同一実荷主の申請は1提案のみとします。
- ・支援上限貨物量は、1事業あたり最大500TEUとします。
- ・最低輸送貨物量は、20TEUとします。
- ・ただし、利用促進港が「ブルーアライアンス港」の場合、支援対象期間は最長3か年度（令和11年2月末まで）の支援とし、また、最低輸送貨物量は10TEUとします。
なお、支援単価は、令和8年度は100%、令和9年度は80%、令和10年度は60%とします。
- ・上記に規定する最低輸送貨物量を下回る場合、業務委託契約の解除の有無にかかわらず、業務委託料の支払いはできません。

(4) 提出書類

【応募時】

- ① 事業計画提案書
 - (i) (様式1-⑨日本諸港_転換)
 - (ii) (様式1-⑨日本諸港_モデル)
- ② 提案事業者の会社概要 (様式2 共通)
- ③ その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料
 - (例) (i) 転換以前の港で輸出入されていたことが分かる資料 (BL 等)
 - (ii) 転換以前に貨物自動車で陸送されていたことが分かる資料等

【委託契約期間中】

- ① 実績を確認できる月次報告書
- ② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料
 - (例) (i) 対象のコンテナが阪神港で輸出入されたことが確認できる資料 (BL 等)
 - (ii) 輸送形態転換後の手段で輸送されたことを確認できる資料 (フェリー、内航船社、鉄道事業者等からの請求書等)

【委託契約終了時】

- ① 事業実績報告
 - (i) (様式3-⑨日本諸港_転換)
 - (ii) (様式3-⑨日本諸港_モデル)

※ 対象期間における輸送実績が20TEUを下回る場合も、事業実績報告書を提出してください。
 - ② 利用促進港の支援事業の決定を受けたことが分かる資料等 (申請書の写し、交付決定通知書等)
 - ③ その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料
- ※②については、令和9年3月31日までの提出が必要です。

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

※利用促進港側が実施するインセンティブ事業への申請および委託料の支払い等に関する各種手続きについては、同インセンティブを実施する各港湾管理者等の担当窓口にお問い合わせください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社
神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階
営業部 営業課 ☎078-855-3206 (直通)
ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>
E-mail senryaku@hanshinport.co.jp